

意見番号	意見箇所				意見内容	意見者	事務局回答	最終案反映頁
1				(計画全般)	<p>困難女性支援法の対象者について、法の趣旨である「女性ならではの」困難を抱える女性であることを基本計画に盛り込んでいただきたい。</p> <p>P1の「1. 策定の趣旨」の8行目には、「…女性特有の問題があり…」と明記されていますが、P3の「5. 支援対象者」でも表記があればより適切では。</p> <p>なお、大阪市の基本計画では、支援対象者として「本計画では、性暴力や性的虐待、性的搾取等の被害者…」(P2)としており、女性でも男性でも起き得る問題を敢えて排除する形で表記している。ご検討願いたい。</p>	県内市町	<p>県としては、「5. 支援対象者」に記載しているとおり、困難女性支援法などに概ね準拠しながら、女性ならではの困難に関する視点を鑑みながら、幅広く困難な問題を抱える女性を対象として支援するものとしています。</p>	—
2	目次、P32、37、46				「LGBTQなどの当事者」は、「LGBTQなど当事者」の方が適切では。	環境生活部	国の基本方針の記載に準拠し、「LGBTQなどの当事者」を「性自認が女性であるトランスジェンダーなどの当事者」に修正しました。	目次、P33、38、47
3	P1	第1章	1. 策定の趣旨		「…妊娠、出産などに関連して女性特有の問題があり…」とあるが、「妊娠・出産」自体に問題があるように読める。	環境生活部	ご意見をふまえ、「…予期せぬ妊娠のように妊娠、出産などに関連した女性特有の問題があり…」に修正しました。	P1
4	P1	第1章	1. 策定の趣旨		「…無意識の思い込みや偏見を受ける状況にあります。」とあるが、「…無意識の思い込みや偏見が、女性の生きづらさにつながっている状況にあります。」の方が適切では。	環境生活部	ご意見のとおり修正しました。	P1
5	P1	第1章	1. 策定の趣旨		2段落目の「しかし、女性は…」の言い回しと、P34の1段落目の「女性は、日常生活または～」の言い回しが違う。P34にあわせたらどうか。	環境生活部	「1. 策定の趣旨」においては、困難な問題を抱える女性に関する状況を総括的に記載している一方で、P34の個別の取組内容においてはより平易かつ詳細に記載しており、それぞれを区別して記載しています。	—
6	P1	第1章	1. 策定の趣旨		<p>5行目以降の文章について、女性が困難な問題を感じるのには、現代社会が未だジェンダーバイアスが刷り込まれたジェンダー不平等社会であり、加害を加害と思っていない加害者が多数いることからであるので、困難を抱える女性側の問題ではない。</p> <p>今の文章では女性が被害に遭う場合が多いという事実の背景が明記されておらず、困難な状況を抱える女性側の責任であるかのような印象を与えるので、きちんと上記の視点を盛り込んだ内容にしてもらいたい。</p>	石井委員(フレンテみえ相談員による意見)	ご意見をふまえ、「しかし、女性は、性的な暴力に遭遇する機会が多く、予期せぬ妊娠のように妊娠、出産などに関連した女性特有の問題があり、また、社会的、文化的に形成されてきた性別(ジェンダー)による役割分担意識や性差に関する無意識の思い込みや偏見が、女性の生きづらさにつながっている状況にあります。」に修正しました。	P1
7	P3	第1章	5. 支援対象者		「支援対象者とは、家庭の状況、地域社会との関係、性的な被害…」とあるが、「性的な被害」の文言は、困難女性支援法のとおり、最初に記載した方が適切では。	県内市町	困難な問題を抱える女性の抱える困難の背景には、性的な被害より先にさまざまな困難な問題があると考えており、「性的な被害」については、後に記載しています。	—
8	P4	第2章	1. 現状		もしも民間団体と連携して実施している事業などがあれば、その記載を加えていただくことが望ましい。	県内市町	一例としてですが、三重県のDV被害者支援においては、DV被害者などの緊急一時避難、司法手続きなど同行支援などにおいて、民間団体と連携しています。	—
9	P5	第2章	1. 現状	(1) 県における女性支援事業の概要	⑥三重県男女共同参画センター(フレンテみえ)	石井委員(フレンテみえ相談員による意見)	ご意見をふまえ、「…開設しています。また、DV被害者を支えるサポートグループによる活動も実施しています。」に修正しました。また、「周知」を「情報発信」に修正しました。	P6
10	P5~	第2章	1. 現状		(アンケート全般)	石井委員(フレンテみえ相談員による意見)	本計画で採用したアンケートは、様々な県の施策に関するアンケートの内の一つであり、その元になったものが男女比半々になっていないため、このような結果となっています。ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	—
11	P8 他	第2章	1. 現状	(2) 県における困難な問題を抱える女性への支援に関する現状	④DV相談件数	女性相談支援センター	修正しました。	P9、10、60、61
12	P30 他	第2章	2. 課題			県内市町	「手を伸ばす」という語句の意味そのままのものとしてとらえており、ひいては、受動的ではなく、主体的・能動的な行政の姿勢やその働きかけ全体を幅広く示すものとしています。	—
13	P30	第2章	2. 課題			石井委員(フレンテみえ相談員による意見)	未然防止として教育や啓発、再発防止として加害者更正プログラムの実施の検討に取り組んでいきたいと考えています。なお、加害者更正プログラムの実施の検討については、第3章の「4. 具体的な取組内容」の「(1) 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】」の「(2) 自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究」において記載しています。	—

意見番号	意見箇所				意見内容	意見者	事務局回答	最終案反映頁	
14	P30	第2章	2. 課題		五つ目の「・若年層における性虐待…児童への早期からの適切な教育や啓発を…」とあり、それ自体には賛成である。しかし、なぜ児童や若年女性がそれらの問題に巻き込まれるのかというと、家庭の中でDVや虐待が起きているなどの理由で、安心して過ごせる場所がないため、ネットや町などをさまよったり、安心できる関係を求めたりした結果、搾取の被害につながるものである。ゆえに、教育啓発が必要なのはむしろ大人の方である。社会の中に暴力や性搾取を許さない意識と、被害に遭った児童や若年女性を「困った子・女性」と責めるのではなく、「困っている子・女性」として保護する意識を育てていくことこそ重要である。	石井委員（フレンドみえ相談員による意見）	教育・啓発の実施や居場所の創設の検討などにおいて、今後の取組の参考とさせていただきます。	—	
15	P32	第3章	2. 計画の体系		「1 個人の尊厳を尊重し合う社会づくり 【教育・啓発】」の欄に、上記の理由（意見番号13）から「加害者更正プログラムの実施」を明文化していただきたい。	石井委員（フレンドみえ相談員による意見）	未然防止として教育や啓発、再発防止として加害者更正プログラムの実施の検討に取り組んでいきたいと考えています。 なお、加害者更正プログラムの実施の検討については、第3章の「4. 具体的な取組内容」の「（1）個人の尊厳を尊重し合う社会づくり【教育・啓発】」の「②自らが抱えている問題に気づき、支援につながるための広報啓発および研究」において記載しています。	—	
16	P37	第3章	4. 具体的な取組内容	(2) 支援につながる相談窓口の整備【相談支援】	①関係機関などによるアウトリーチ・支援につなげるための環境づくり	「…LGBTQなどの当事者の特性に応じた相談対応…」は、「…LGBTQなど当事者に寄り添った相談対応…」の方が適切では。	環境生活部	国の基本方針の記載に準拠し、「…性自認が女性であるトランスジェンダーなどの当事者に寄り添った相談対応…」に修正しました。	P38
17	P40	第3章	4. 具体的な取組内容	(3) 安全・安心が守られる保護の実施【緊急対応】	①安全・安心の確保と保護体制の充実	「スマートフォンの制限など」とあるが、「など」にはどのような条件を想定しているのか。「スマートフォンの制限」だけでは不足と思うため、条件の見直しを検討している事項を追加して記載した方がよいと思われる。	県内市町	県としては、一時保護条件の見直しは、女性支援の体制全体にも関わるものであるため、引き続き慎重に検討していきたいと考えています。本計画には一例としてスマートフォンの制限の見直しを記載しましたが、この他に、例えば一時保護対象条件などについても併せて整理して検討していきたいと考えています。	—
18	P41	第3章	4. 具体的な取組内容	(4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】	①官民協働による孤立させない若年女性への支援など	若年女性に限らずだが、官民協働という視点で、女性自立支援施設と母子生活支援施設を活用した仕組みづくりを提案する。 現在、女性自立支援施設の利用者が減っているが、これは本来、秘匿性の高さを鑑みると女性自立支援施設がDV被害者の受け皿となるべきところを、その役割を主に母子生活支援施設が担っているためであり、本来母子生活支援施設を利用すべきである「子育て支援、家事、家計管理などの力をつける必要がある親子」が母子生活支援施設を利用できていないことこの要因でもあるのではないかと考えた。なお、「母子生活支援施設の入所要件がDV」という誤解を生んでいるのもこの影響かと思われる。 現在、三重県には、女性相談支援センター、女性自立支援施設、4箇所の母子生活支援施設があるにも関わらず、全て点在しており、線でつながっていないということが非常に残念だと思っている。 困難な問題を抱える支援対象者の女性が、市町の女性相談支援員と出会ったときに、別添のようなフローで対応すれば、それらが線上につながり、施設も活用できると考えた。 このような仕組みを整えるのに金銭はかからないため、ぜひ検討のうえ実践していただきたい。	紀平委員	一時保護条件の見直し、女性自立支援施設および母子生活支援施設の活用など、女性支援のあり方を検討するうえで、今後の取組の参考とさせていただきます。	—
19	P42	第3章	4. 具体的な取組内容	(4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】	①官民協働による孤立させない若年女性への支援	「気軽に集える場所」とはどのようなものを想定しているのか。	県内市町	困難女性が気軽に集える場所、つまりは「居場所」についてはさまざまなものが考えられます。 相談ハードルを下げたSNSを活用した相談窓口や、抱える困難な問題に応じた各専門相談窓口、自由に出入り出来る地域での集まりの場など、さまざまな形態がありますので、三重県の社会資源を鑑みつつ、民間団体と円滑に連携しながら、より適切な支援となるようなものを検討していきたいと考えています。	—
20	P45	第3章	4. 具体的な取組内容	(4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】	④居場所づくりの支援	居場所づくりの支援については、主に民間団体への支援ということか。それには財政的な支援の可能性もあるということか。	県内市町	民間団体との連携を視野に入れつつ、国の各種補助制度を鑑みながら、さまざまな方策を検討していきたいと考えています。	—
21	P46	第3章	4. 具体的な取組内容	(4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】	⑥外国人、障がい者、高齢者、LGBTQなどの当事者への対応	「国籍や性自認」は、「国籍や性的指向・性自認」の方が適切では。	環境生活部	修正しました。	P47
22	P46	第3章	4. 具体的な取組内容	(4) 困難女性を支える仕組みづくり【女性の困難の解消】	⑥外国人、障がい者、高齢者、LGBTQなどの当事者への対応	「・LGBTQなどの当事者に対する対応や支援…」は、「・LGBTQなど当事者への支援…」の方が適切では。	環境生活部	国の基本方針の記載に準拠し、「・性自認が女性であるトランスジェンダーなどの当事者への支援…」に修正しました。	P47
23	P48	第3章	4. 具体的な取組内容	(5) 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】	⑤支援者の養成	「女性相談支援員の配置と定着を促進します」には財政的な支援の可能性もあるということか。	県内市町	国の各種補助制度を鑑みながら、検討していきたいと考えています。	—
24	P48	第3章	4. 具体的な取組内容	(5) 関係機関と連携した支援体制づくり【関係機関との連携】	⑤支援者の養成	支援対象者に寄り添う支援を実現するためには、「女性が抱える困難は女性個人の問題ではなく社会の問題であること、その問題を解消するためにはジェンダー平等社会の実現が必須である」という視点を持った支援者を養成していただきたい。NPO法人日本フェミニストカウンセリング学会や一般社団法人awareで教育を受けた者が養成指導者となることが望ましいと思われる。また、それらの教育は相談員や支援者にのみ実施するだけでは不十分である。基本的な研修は相談員や支援者が所属する組織全体に実施していただきたい。	石井委員（フレンドみえ相談員による意見）	支援者の養成に関して、今後の取組の参考とさせていただきます。	—

意見番号	意見箇所			意見内容	意見者	事務局回答	最終案反映頁
25	P50	第4章		県として以前から使用している「DV」という言葉を明記した方がイメージしやすいと思われるため、「三重県困難な問題を抱える女性への支援に係る支援調整会議兼配偶者からの暴力防止等連絡会議」よりも、「三重県DV被害者等及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」の方が適切ではないか。	多気度会福祉事務所	ご意見をふまえ、「三重県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」に修正しました。	P51
26	P51	第4章	3. 数値目標	「連携可能なNPOの数」を数値目標とする目的はどのような理由からか。県内に、困難な問題を抱える女性を支援する民間団体はあるが、まだ限られていると思われる。今後5年間において、どのように民間団体を増やし、どのように連携可能とし、どのように連携していくのか。	県内市町	県としては、行政よりも柔軟な対応が可能であり、専門的かつ先駆的な取組を行う民間団体との連携は、複合的な問題を抱える困難女性への支援を行うにあたり、欠かせないものと捉えていることから、数値目標としました。さまざまな連携方法があると思いますが、法が示すような切れ目ない包括的な支援を行うためには、柔軟にさまざまな場面で関わることが大事だと考えています。そのためには、例えば、今後県及び各市町で実施される予定である支援調整会議を活用し、新たに参画いただいた民間団体と連携を深め、支援の幅を広げていくことがまず考えられます。他にも、支援対象者の発見や、ケース対応に係る相談などの相互協力、有用な支援手法の共有など、お互いが不足する部分を補完し合うという協働が重要と考えています。県内民間団体を増やすためには、まずは女性支援事業の実施することによる、県民への支援内容の周知・広報が前提として必要であるとして、他には県外の民間団体による支援手法の研修などが考えられますが、取組手法に関しては今後も検討していきたいと考えています。	—
27	P53	【参考資料】	○困難な問題を抱える女性への支援フローチャート	支援対象者が女性相談センターに相談しても、まずは各地域の福祉事務所に相談に行くケースがあるため、支援相談者が「主に」相談する先（一次的な支援先）は福祉事務所ではないかと思う。そうであれば、支援フローチャートで女性相談支援センターと福祉事務所を並列に表記してもいいものだろうか。	早川委員	フローチャート上で表現しているとおり、福祉事務所、女性相談支援センター、警察は相互に連携・協力するものとしています。よって、一時的な支援先としてこの3機関の中の 하나가優先されるものではないものと考えています。なお、「一時保護依頼」として矢印が表示されているものは、困難女性支援法上、女性相談支援センターが一時保護を行う主体であるためです。	—
28	P53	【参考資料】	○困難な問題を抱える女性への支援フローチャート	福祉事務所から女性相談支援センターへの一時保護依頼の矢印は理解できるが、女性相談支援センターから福祉事務所への連携の矢印もあるのではないだろうか。	早川委員	(同上)	—
29	P53	【参考資料】	○困難な問題を抱える女性への支援フローチャート	支援フローチャート下段にある「子どもへの支援」に教育委員会も加えたらどうか。以前に母が子どもを連れて別の市に避難し、住基を異動させない中で新たな居所の校区の小学校に通う際に、新たな小学校に学籍を設け、指導要録を移動させたことがあった。「子どもへの支援」欄に「教育委員会 ・学籍などの対応」と追記したらどうだろうか。	早川委員	「学籍などの対応」を含め、女性支援を実施する中で教育委員会との連携はさまざまなかたちで必要と考えますので、ご意見のとおり、支援フローチャートに「学校・教育委員会」を追加しました。	P54
30	P53	【参考資料】	○困難な問題を抱える女性への支援フローチャート	支援フローチャート上段の「DV被害者など困難な問題を抱える女性」を囲む円内に表記されている「性暴力・性犯罪」を「性暴力・性犯罪被害」としたらどうだろうか。また、「DV被害者など～」を「DV被害など」としたらどうだろうか。	早川委員	ご意見のとおり修正しました。また、併せて、「DV」を「DV被害」に修正しました。	P54
31	P53	【参考資料】	○困難な問題を抱える女性への支援フローチャート	できれば、それぞれの団体の連絡先と支援内容をまとめたものを巻末に資料として追加してはどうか。	仲委員	計画期間内で連携先が増加する可能性があるため、毎年度実施予定である「三重県DV被害者及び困難な問題を抱える女性支援調整会議」上での配布などにより、周知を図りたいと考えています。	—
32	P53	【参考資料】	○困難な問題を抱える女性への支援フローチャート	「Mieco」ではなく、「MieCo」の誤りでは。	環境生活部	修正しました。	P54
33	P66	【参考資料】	○各種統計データ	P16、17のDV被害の有無の円グラフは二つに分けて記載されているが、P66の円グラフは変えられていない。	早川委員	修正しました。	P67